

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

市民のしおり42～48ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢の方(虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害のある方	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害のある方への虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウエスト川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎238-6702
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎238-6700
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

3月1日～8日は「女性の健康週間」です

健康づくり支援課 ☎229-4125

女性は、思春期から高齢期にかけて、女性ホルモンの影響を受けて体に変化が起こります。そのため、年齢によって気を付けたい病気なども異なってきます。つらいときは一人で悩まず相談してください。また、生涯を快適に過ごすためには、日常の健康づくりも大切です。同課では運動や栄養に関する教室を開催しています。詳しくはお尋ねください。

もしも健康相談

相談時間…午前9時～正午▶午後1時～4時

- 大人の健康(月～金曜日) ☎224-5263
 - 妊娠・出産や子どもの健康(月～金曜日) ☎224-0712
 - 助産師による女性の健康(毎週木曜日) ☎224-0712
- *祝・休日、年末年始を除く。

消費生活の豆知識 その95 相談急増 ハガキによる架空請求

事例

「総合消費料金に関する訴訟最終通知書」と書かれたハガキが届いた。ハガキには「総合消費料金が未納になっている。連絡がない場合は原告側の主張が全面的に受理され、給与の差し押さえをする」と書いてある。怖くなってハガキに記載されている電話番号に連絡すると、「料金未納のため企業から訴えられている。取り下げに間に合わないので、示談金として10万円支払うように」と言わ

れた。支払わなければならないのか。

ハガキによる架空請求の相談が増加しています。行政機関を装い、「総合消費料金未納分最終訴訟通知書」等と書かれたハガキを送り、「訴訟を起こす」などと不安をあおって連絡させようとするものです。連絡すると弁護士を名乗る者からお金を要求されたり、個人情報を知られてしまったりするケースもあります。一度お金を支払うと取り戻すことは極めて困難です。

消費者へのアドバイス

●「民事訴訟管理センター」「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」等と名乗る機関からハガキが届いても無視してください。
●身に覚えのない訴状案件に関するハガキを受け取った場合は、ハガキに記載されている電話番号には連絡しないでください。一度電話をしてしまうと、だまされやすい人として何度もターゲットにされる可能性があります。

消費生活センター ☎224-6162
☎222-5454

●訴状は、「特別送達」と書かれた裁判所の名前入りの封書で直接手渡すことになっています。ハガキで訴状が届くことはありません。
●「法務省管轄支局」と称する事業者の実体はなく、行政機関の「法務省」とは一切関係ありません。
●示談金などをレターパック等で送付させるのは典型的な詐欺の手口です。
●困ったときは、消費生活センターにご相談ください。